

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

(洪水：ハザードマップ)

当町のハザードマップによると、町内全域において洪水による浸水被害は想定されていない。当町ではため池が9か所あり、ため池が決壊した場合に浸水区域に家屋や公共施設などが存在し人的被害を与えるおそれがある。

(土砂災害：ハザードマップ)

当町のハザードマップによると、山間部を中心に地滑り（地すべり危険地域、土石流発生危険予測箇所、山腹崩壊危険地区、崩壊土石流出危険地区、急傾斜地崩壊危険箇所）等、土砂災害が生じる恐れがあるエリアとなっているが、小規模事業者は少なく事業への大きな影響はないと考えられる。

(地震：J-SHIS)

地震ハザードステーションの防災地図によると、震度5弱以上の地震が今後30年間で平均ケースでは大部分の地区は6%から26%未満の確率で発生し、最大ケースでは全域で26%以上100%未満の確率で発生すると言われている。鹿児島県地震等被害予測調査では、熊本県南部を震源とする地震により当町においても最大震度7 最大津波高2.48mの津波が予想されている。

(その他)

当町では、平成8年8月の台風第12号の際に、葛輪集落の堤防と生活道路が高波によって180mに渡り決壊した。台風接近時には高潮と高波による被害にも警戒が必要である。

また獅子島を除く常住島は橋によって半島化されているが、災害により黒之瀬戸大橋などの橋が通行できなくなった場合は、孤立する懸念がある。獅子島については、船舶での往来ができない場合、孤立する懸念がある。

(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、今後新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得していない感染症が、全国的かつ急速なまん延により流行した場合、当町においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者等数 456社（令和5年12月現在）
- ・小規模事業者数 423社（令和5年12月現在）

| 業種 | 商工業者数 | 小規模事業者数 | 備考 |
|---------------|-------|---------|----|
| 農林、漁業 | 50 | 49 | |
| 鉱業、採石業、砂利採取業 | 0 | 0 | |
| 建設業 | 86 | 78 | |
| 製造業 | 47 | 43 | |
| 電気・ガス・熱供給・水道業 | 1 | 1 | |
| 情報通信業 | 0 | 0 | |
| 運輸業、郵便業 | 16 | 14 | |

| | | | |
|-----------------|-----|-----|--|
| 卸売業、小売業 | 106 | 100 | |
| 金融業、保険業 | 1 | 1 | |
| 不動産業、物品賃貸業 | 4 | 2 | |
| 学術研究、専門・技術サービス業 | 8 | 8 | |
| 宿泊業、飲食サービス業 | 43 | 42 | |
| 生活関連サービス業、娯楽業 | 48 | 47 | |
| 教育・学習支援業 | 2 | 2 | |
| 医療・福祉 | 12 | 11 | |
| 複合サービス事業 | 9 | 2 | |
| サービス業 | 23 | 23 | |
| 合計 | 456 | 423 | |

(3) これまでの取組

1) 当町の取組

- ・防災計画の策定、防災訓練の実施
- ・防災備品の備蓄、防災マップの作成及び配布
- ・長島町新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

2) 当会の取組

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・鹿児島県火災共済協同組合と連携した損害保険への加入促進
- ・防災備品（スコップ、懐中電灯、非常食等）を備蓄
- ・防災訓練の実施

II 課題

現状では、緊急時の取組について漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。

更には、保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員が不足している、防災備品の備蓄が不足しているといった課題が浮き彫りになっている。

また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出勤させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

III 目標

- ・地区内小規模事業者に対し災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当会と当町との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間

令和7年4月1日～令和12年3月31日

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・ 当会と当町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

- ・ 当町が策定した「長島町地域防災計画」や「長島町新型インフルエンザ等対策行動計画」について、本計画との整合性を整理し、自然災害発災時や感染症発生時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・ 巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入・行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・ 会報や当町広報、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・ 小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等の指導及び助言を行う。
- ・ 事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・ 新型ウイルス等の感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・ 新型ウイルス等の感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・ 事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

災害リスクの周知に関する目標

| 項目 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-------------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 事業者BCP等策定件数 | 2件 | 2件 | 2件 | 2件 | 2件 |
| 専門家派遣件数 | 2件 | 2件 | 2件 | 2件 | 2件 |
| セミナー開催回数 | 1回 | 1回 | 1回 | 1回 | 1回 |

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・ 当会は、令和6年6月に事業継続計画を作成

3) 関係団体等との連携

- ・ 連携協定を結ぶ損害保険会社に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・ 感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や損害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・ 関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

4) フォローアップ及び事業の評価

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認
- ・毎年度、長島町事業継続力強化支援協議会（構成員：当会（法定経営指導員の参画含む）、当町）を年1回（6月）開催し、状況確認や改善点等について協議し、本計画に記載した事業の実施状況及び評価・検証を行う。また、協議会の評価結果は、役員会へフィードバックした上で、事業実施方針等に反映させるとともに、HPや会報（年1回）へ掲載することで、地域の小規模事業者等が常に閲覧可能な状態とする。

事業者BCP等の取組状況の確認について

| 項目 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|--------------------------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 事業者BCP等の取組状況のフォローアップ目標件数 | 2件 | 2件 | 2件 | 2件 | 2件 |

5) 本計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（震度6弱の地震）が発生したと仮定し、当町との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

< 2. 発災後の対策 >

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、以下の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

発災後1時間以内に職員の安否報告を行う。

（SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当会と当町で共有する。）

- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、当町における感染症対策本部設置に伴い当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・当会と当町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。（豪雨における例）職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、1日以内に情報共有する。

（被害の目安は以下を想定）

| | |
|-----------|---|
| 大規模な被害がある | <ul style="list-style-type: none"> ・地区内10%程度の事業所で「瓦が割れる」「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。 |
| 被害がある | <ul style="list-style-type: none"> ・地区内1%程度の事業所で「瓦が割れる」「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 |

| | |
|---------|--|
| | ・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等大きな被害が発生している。 |
| ほぼ被害はない | ・目立った被害の情報が無い。 |

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、当会と当町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

| | |
|-----------|-----------|
| 発災後 ～ 1週間 | 1日に1回共有する |
| 1週間 ～ 2週間 | 1日に1回共有する |
| 2週間 ～ 1ヶ月 | 2日に1回共有する |
| 1ヶ月以降 | 7日に1回共有する |

- ・必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当会と当町は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会は被害状況を県が指定する様式①に記載し、当会より県商工会連合会を通じて県商工政策課へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や県等からの情報や方針に基づき、当会（県商工会連合会を通じて）と当町が共有した情報を県が指定する方法で当会（県商工会連合会を通じて）又は当町より県へ報告する。

様式① 鹿児島県 商工労働水産部 商工政策課 団体係 宛て（メールアドレス：dantai@pref.kagoshima.lg.jp）

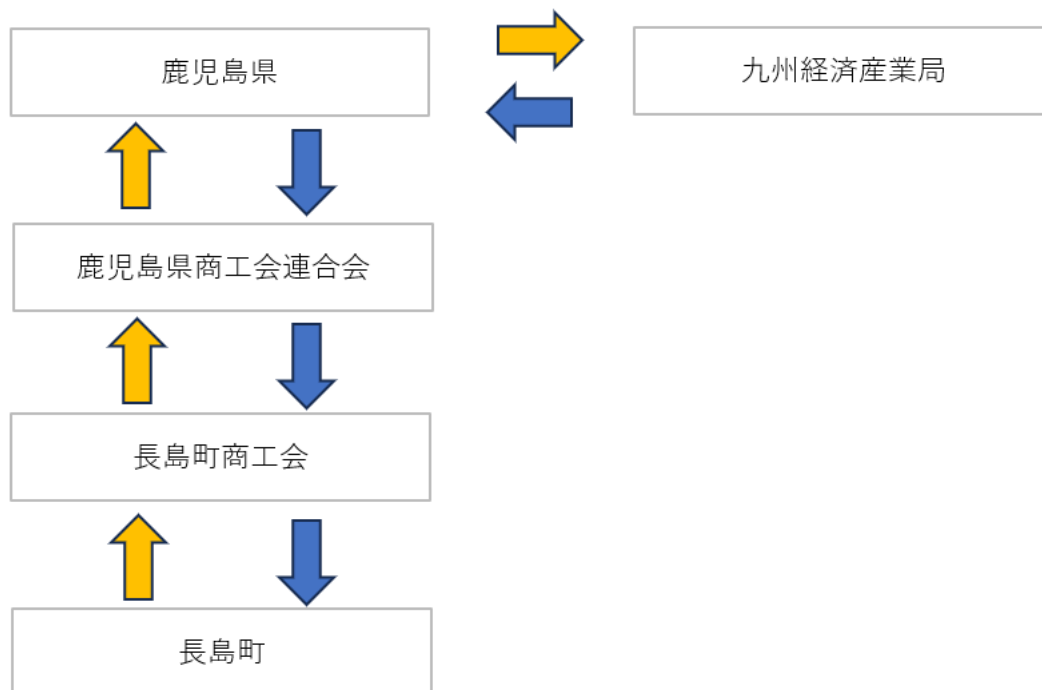
令和〇年〇月〇日の〇〇災害による被害実態調査票

策定者：
電話番号：

メールアドレス：

| 事業所名 | 住所 | 業種 <small>※任意</small> | 従業員数 <small>※任意</small> | 被害額 <small>※事業の再開に必要な額、おおよそで可</small> | (被害額内訳) 単位：千円 | | | | 被害状況 <small>※任意 ※被災状況がわかる内容があれば。</small> |
|------|----|--------------------------|----------------------------|--|--|----------------------------------|------|-------------|---|
| | | | | | 土地 <small>(増積土砂排除費・整地費) (事業用資産に属する)</small> | 建物 <small>(事業用資産に属する)</small> | 機械設備 | 商品、原材料、仕掛品等 | |
| 1 | | | | 0 | | | | | |
| 2 | | | | 0 | | | | | |
| 3 | | | | 0 | | | | | |
| 4 | | | | 0 | | | | | |
| 5 | | | | 0 | | | | | |
| 6 | | | | 0 | | | | | |
| 7 | | | | 0 | | | | | |
| 8 | | | | 0 | | | | | |
| 9 | | | | 0 | | | | | |
| 10 | | | | 0 | | | | | |
| 11 | | | | 0 | | | | | |
| 12 | | | | 0 | | | | | |
| 13 | | | | 0 | | | | | |
| 14 | | | | 0 | | | | | |
| 15 | | | | 0 | | | | | |
| 16 | | | | 0 | | | | | |
| 17 | | | | 0 | | | | | |
| 18 | | | | 0 | | | | | |
| 19 | | | | 0 | | | | | |
| 20 | | | | 0 | | | | | |

- ・当会と当町が共有した情報を、県が指定する方法（下図）にて当会より県商工会連合会を通じて県へ報告する。



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、当町と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や県、市町村等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

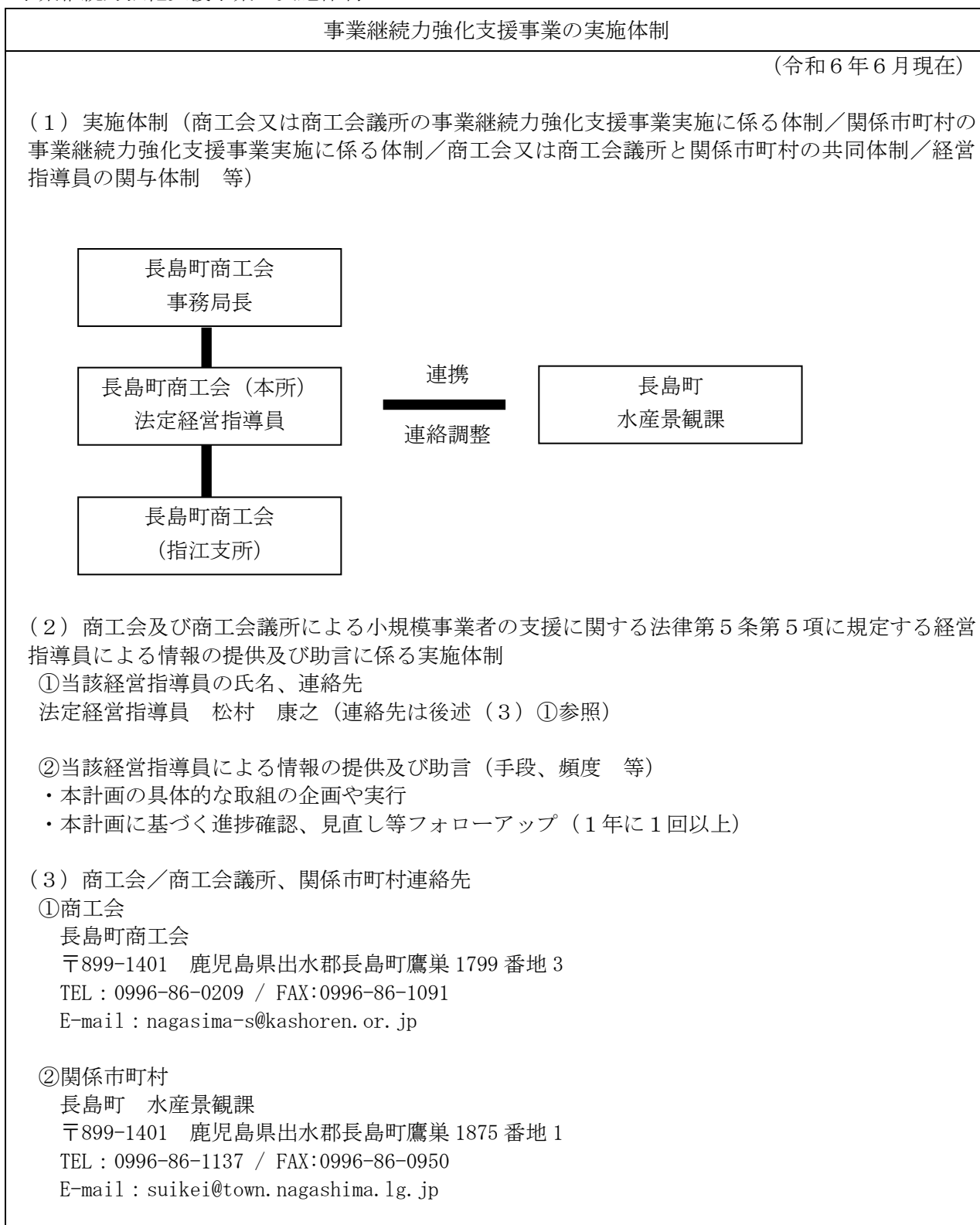
- ・県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県等に相談する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに鹿児島県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

| | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|--------------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 必要な資金の額 | 300 | 300 | 300 | 300 | 300 |
| ・専門家派遣費 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 |
| ・協議会運営費 | 50 | 50 | 50 | 50 | 50 |
| ・セミナー開催費 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 |
| ・パンフ、チラシ等作成費 | 50 | 50 | 50 | 50 | 50 |

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

| 調達方法 |
|--------------------|
| 会費収入、事業収入、鹿児島県補助金等 |

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

| |
|---|
| 連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては、その代表者の氏名 |
| (1) 鹿児島県火災共済協同組合 理事長 小正 芳史 住所：鹿児島県鹿児島市名山町9番1号 鹿児島県産業会館5階 (2) 東京海上日動火災保険株式会社 鹿児島中央支社 支社長 安西 佳織 住所：鹿児島県鹿児島市加治屋町12番5号 鹿児島東京海上日動ビル5階 |
| 連携して実施する事業の内容 |
| ①事前の対策 ・自然災害等の影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水害補償等の損害保険・共済加入等）について巡回指導、窓口指導時に担当者が同行し説明する。 ・事業継続の取組に関する専門家を招聘し、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。 ②地区内小規模事業者に対する復興支援 ・保険加入者リストを確認し、被害状況と照らし合わせ、速やかに保険金請求の手続きを行う。 |
| 連携して事業を実施する者の役割 |
| (1) 鹿児島県火災共済協同組合 事前の対策において、事業者の財務状況やリスクに応じた休業補償、水災補償等の損害保険・共済の情報を担当者が保険取扱のプロとして提供し、その事業所に合った保険に加入することで災害に備えることができる。 また、災害時においても顧客リストの情報提供を頂くことで、速やかに保険金請求手続きを行うことができ事業者の金銭面の精神的負担を和らげるとともに早期の復興計画の策定が可能となる。 (2) 東京海上日動火災保険株式会社鹿児島中央支社 事業継続の取組、BCP作成に関する専門家、セミナーの開催に関する情報やノウハウを提供して頂くことで、事業者にとって災害時に活用度の高いBCPの作成を支援することができる。 |
| 連携体制図等 |
| <pre> graph TD Chamber[長島町商工会] -- 支援 --> Business[事業所] Business -- 相談 --> Chamber Chamber <--> "連携・情報提供" Association[鹿児島県火災共済協同組合 東京海上日動火災保険(株)] Business -- "保険金請求" --> Association Association -- "保険金支払" --> Business </pre> |